

佐用町国土強靱化地域計画

～災害に強い町づくりを目指して～

(案)

令和2年6月作成

佐用町

《 目 次 》

第1章	はじめに・基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	基本的な進め方	3
第2章	国土強靱化の推進目標	4
1	基本目標	4
2	事前に備えるべき目標	4
3	基本的な方針	4～5
第3章	脆弱性評価の実施	5
1	脆弱性評価の方法	5
2	リスクの特定	5
3	起きてはならない最悪の事態	6
4	脆弱性評価の結果	7
5	施策分野	7
第4章	佐用町強靱化の推進方針	8
1	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	8～17
2	施策分野ごとの推進方針	18～22
3	横断的施策分野	23
4	複合的施策分野	23
第5章	施策の重点化	24
1	特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定	24
第6章	計画の推進と見直し	25
1	計画の進捗管理と見直し	25
2	計画の推進期間	25
3	他の計画等の見直し	25
	(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	26～50
	(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	51～69
	(別紙3) 国土強靱化地域計画事業一覧(補助金・交付金事業単位)	70
	(別紙4) 用語解説	71

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成21年8月9日台風9号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では1時間に89ミリ、日降水量は326.5ミリを観測し、死者18名、行方不明2名の人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ浸水、1700戸以上の家屋被害のほか、河川・道路・農地・農業施設などに甚大な被害が発生した。

その後も全国的には、平成30年7月豪雨や令和元年度台風19号（関東甲信地方と静岡県）豪雨被害など多くの自然災害に見舞われた。また、平成23年3月の東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を超えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

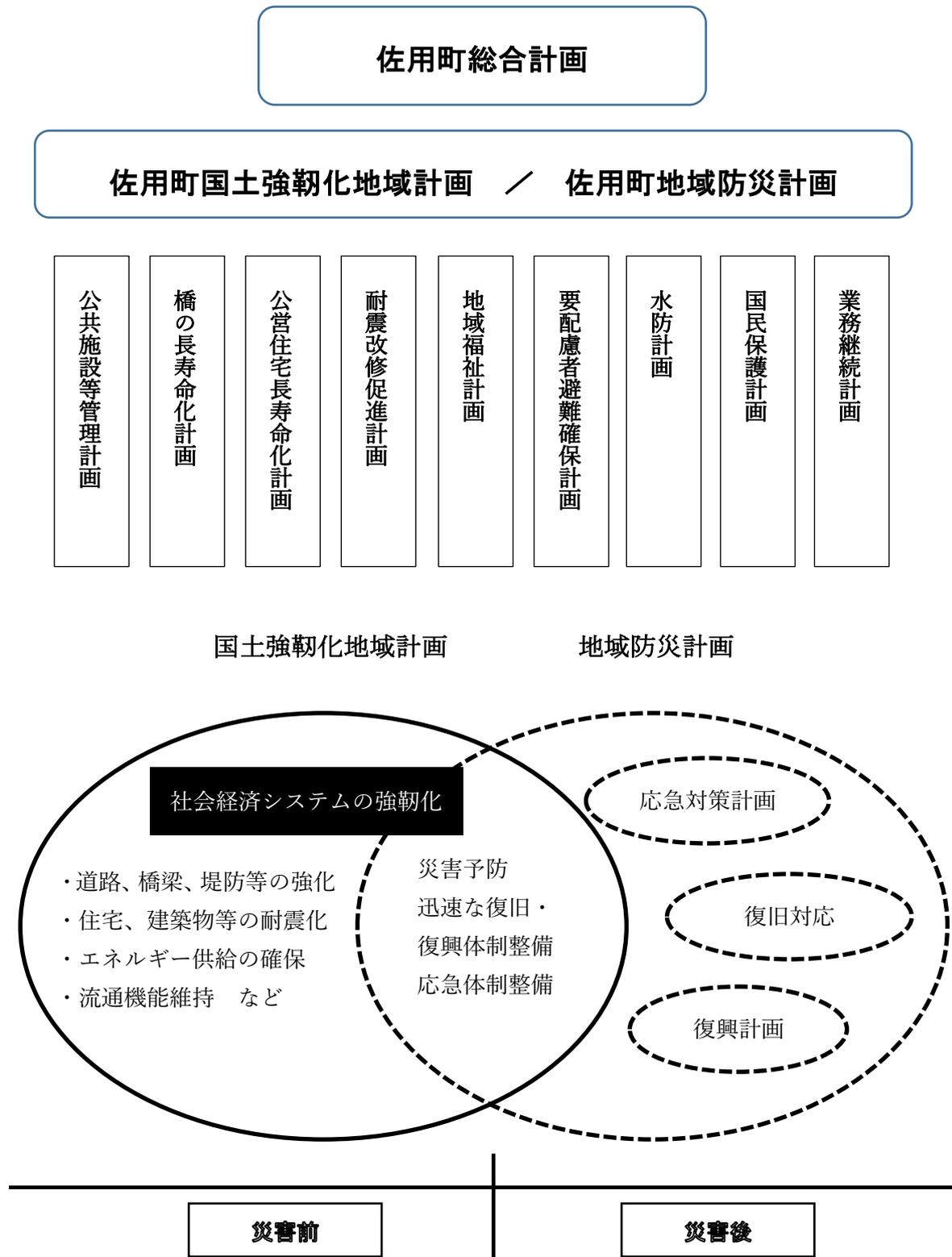
こうした経験と教訓を踏まえ、減災を基本に町地域防災計画及び防災対策マニュアルなど各種計画の修正等を行い、地域防災力の向上を目指している。

一方、国においては平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」、平成28年1月に「兵庫県強靱化計画」が策定された。

町としては、こうした国県の動向を踏まえ、平成21年台風9号災害の経験と教訓に基づくこれまでの取り組みを再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「佐用町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画である。そして強靱化に関する事項については、地方公共団体における行政全般に関わる既存の第2次総合計画や地域防災計画などと整合を図りながら策定する。

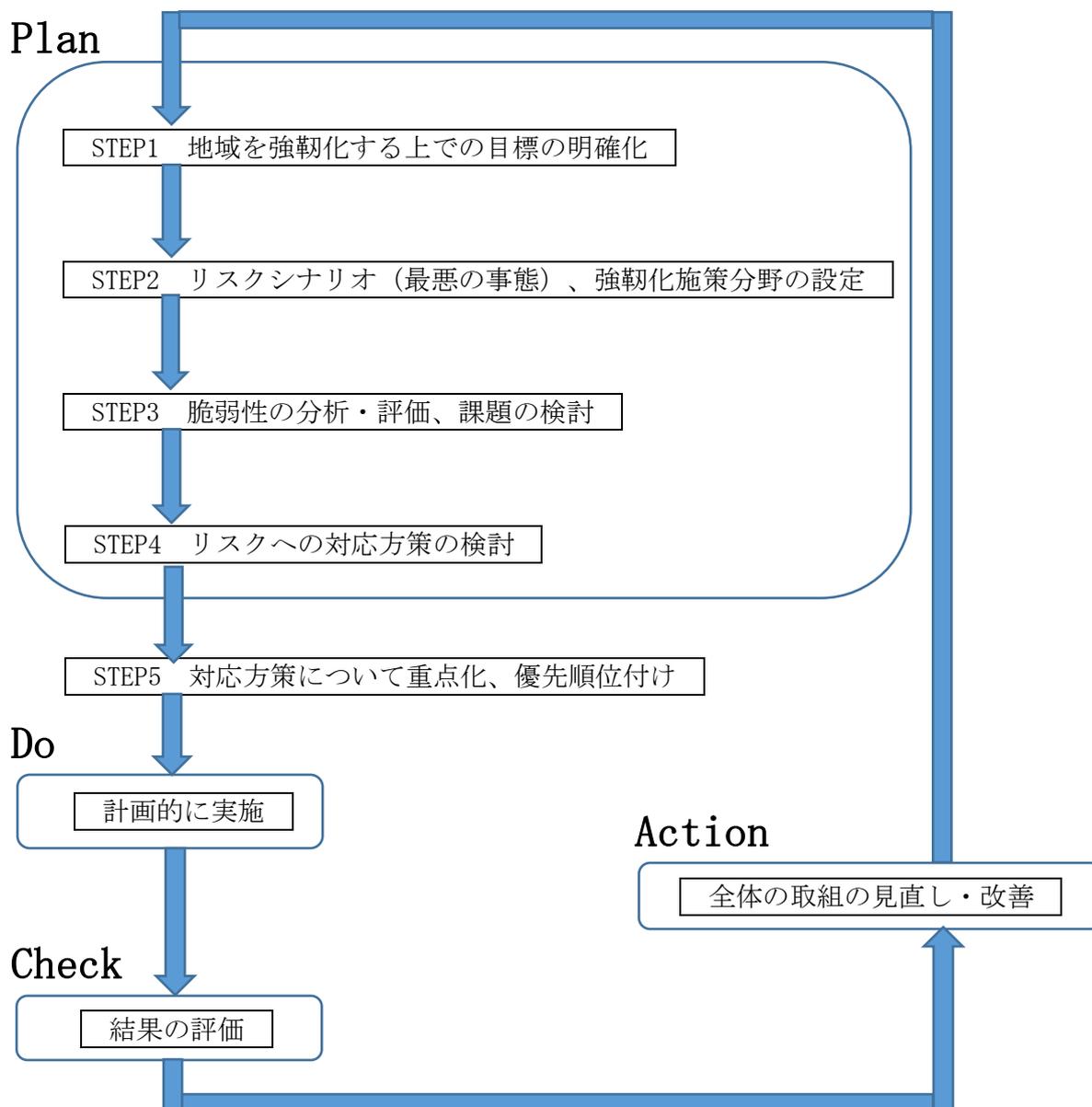


3 計画期間

令和2年度から概ね5年とする。

4 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCA サイクルを繰り返して、取り組みを推進する。この際、STEP2～STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる。



第2章 国土強靱化の推進目標

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を定める。

1 基本目標

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 本町の迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ・ 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 地域間連携の強化、地域活力の向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担した取組の推進
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策を考慮

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 国・県の施策、民間の協力・支援など積極的な活用
- ・ 既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用の促進

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ・ 次世代に向けた防災教育の推進
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮

- ・自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

(5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・地域強靱化を効果的に進めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担
- ・災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進

第3章 脆弱性評価の実施

1 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害等様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。この評価に当たっては、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施した。

- (1) 想定するリスクの特定
- (2) 施策分野の設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- (4) 脆弱性の評価（「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価）
- (5) 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理

2 リスクの特定

国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（山崎断層帯地震、南海トラフ巨大地震等）、豪雨（台風等）、豪雪、大規模事故等災害とする。

(1) 地震

① 山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部に分かれて分布する活断層帯で、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも佐用町内北部を10キロにわたって山崎断層帯主部北西部が横断しており、地形地質的にその存在、活動が確実である。政府の地震調査研究推進本部によると、我が国の活断層の中で、今後30年の間に発生する可能性が「やや高いグループ」に属し、町内最大震度6強が想定されている。

② 南海トラフ巨大地震については、発生の切迫性が指摘されており、東海から阪神間にかけて大きな被害が想定されており、本町においても流通面や経済活動において影響があると予想される。

(2) 豪雨（台風等）

豪雨災害については、過去にも大きな被害をもたらしたが、特に平成21年8月9日台風第9号災害は、町の観測史上最大を記録する豪雨となり、死者18名、行方不明2名、河川の氾濫、土砂災害により大きな被害をもたらした。今後も集中豪雨や台風による浸水や土砂災害の危険性を有している。

(3) 豪雪

豪雪災害については、平成29年1月の豪雪で、鳥取自動車道が通行止めになるなど幹線道路が長時間にわたり寸断され、数か所の集落が孤立した。2～3日孤立したことにより物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところである。

(4) その他 大規模事故等災害

大規模な自然災害等が同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 町民の生命の保護が最大限図られること	1	人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
			1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
			1-4	豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立
			1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II. 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な傷害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
			3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
			3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
	5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	6	ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
			5-4	食料等の安定供給の停滞
			6-1	電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能停止
IV. 本町の迅速な復旧復興を可能にすること	7	制御不能な二次災害を発生させない	6-2	上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
			7-1	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
IV. 本町の迅速な復旧復興を可能にすること	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-2	ため池、防災施設（本庁舎）の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
IV. 本町の迅速な復旧復興を可能にすること	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、コーディネーター、土木等労働者）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる
			8-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。また施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、現行施策のうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が求められる。

5 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国土強靱化基本計画及び町総合計画を参考に、個別施策分野を7分野、横断的施策分野を3分野、複合的施策分野とした。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・市街地
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 土地保全

(2) 横断的施策分野

- ① 老朽化対策
- ② リスクコミュニケーション
- ③ 地域域振興

(3) 複合的施策分野

第4章 佐用町国土強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

総：総務課 企：企画防災課 税：税務課 住：住民課 健：健康福祉課 高：高年介護課
 農：農林振興課 商：商工観光課 建：建設課 上下：上下水道課 支：支所 教：教育課
 生：生涯学習課 天：天文台公園

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. 人命の保護が最大限図られる	
1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織体制の整備 ・地震発生時等の業務継続体制の確立 ・防災マニュアルの整備 ・防災関係機関との連携 ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 ○緊急地震速報の伝達（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・使用機器の点検 ○地域防災力・減災力の向上（企） <ul style="list-style-type: none"> ・シェイクアウト訓練の啓発等の実施 ・自主防災組織の充実強化及び維持 ・消防団員の充実強化及び維持 ・防災教育の推進 ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の名簿情報の提供 ・個別計画の作成 ・個別計画の情報共有 ○避難所運営体制の整備（教） <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営 ○建築物等の耐震対策の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画の推進 ・ブロック塀の点検及び改修 ○空き家・危険空き家の対策（企） <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策施策の推進（空き家再生等推進事業） ○インフラ整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線 ・ケーブル等断線防止（総・企） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時応急対策の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供について（商） ・災害時における給水協力関係の強化（上下） <p>○被害情報の収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（総・企） ・消防団等による被害情報の収集体制の確立（企）
1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
	<p>○庁舎の災害対応力の強化（総）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の耐震化 ・本庁舎（支所）以外の耐震化 <p>○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等施設の整備及び長寿命化の推進（教・商・三） ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生・南） ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） <p>○建築物等の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立学校の校舎、屋外運動場及びランチルームの耐震対策の推進（教） ・保育園、幼稚園の耐震化の推進（健） <p>○障がい者に対する情報支援体制の構築（健）</p> <p>○保育園・幼稚園における防災対策の推進（健）</p> <p>○文化施設等における防災対策の推進（生）</p> <p>○小中学校における防災対策の推進（教）</p>
1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
	<p>○防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定（企） ・近隣市町村との災害協定の締結（企） ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企・建・上下） <p>○被害情報の収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害モニター制の維持（企） <p>○河川水位等情報の伝達体制の確立（総・企）</p> <p>○自動車移動者への情報伝達と誘導（建）</p> <p>○河川の安全流下対策（建）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の実施 <p>○浸水被害を軽減するための流域対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・上下） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建） <p>○空き家・危険空き家の対策（企）</p> <p>○インフラ整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企）

	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力・減災力の向上(企) <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの改定 ・自主防災組織の充実強化及び維持 ・消防団員の充実強化及び維持 ○防災教育の推進 (企) ○災害時避難行動要支援者対策の強化 (健・総・企) ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進 (企・健・高) ○避難所運営体制の整備 (教・企) ○水防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練の実施 (企・上下・建) ・水防用資材の備蓄 (企・建)
1-4	豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立
	<ul style="list-style-type: none"> ○雪害情報の収集体制の確立 (建) <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者によるパトロール及び自治会等からの被害情報の収集体制の確立 ○雪害時応急対策の推進 (建) <ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○雪害時孤立対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・雪害による森林の倒木による孤立 (企・建・農) ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 (総・企) ○道路除雪計画の策定等 (建)
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化 (企) ○被害情報の収集体制の確立 (総・企) ○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立 (総・企) ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 (農) ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 (建) ・農地及び森林の管理体制の確立 (農) ・住宅への土砂災害の対策 (建) ○森林の公益的機能の増進 (農) ○地域防災力・減災力の向上 (企) <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの改定 ○災害時避難行動要支援者対策の強化 (健・総・企) ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進 (健・高・企) ○指定緊急避難場所の整備 (企・建)
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集体制の確立 (総・企)

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○通信機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（総・企） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（総・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企） ・公用車両の災害対応機能の強化（総・企） ○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・総・企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・総・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企） ○情報発信体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課） ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（総・企）
<p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	
	<p>2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路ネットワークの整備（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え、基幹的水道施設の耐震化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下） ・下水道施設等の耐震化の推進（上下） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（総・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保（企） ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企） ○消防防災施設整備の推進（企・上下） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企） <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進 ○災害時医薬品確保体制の整備（健） ○緊急物資や燃料の確保・受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築（教・企） ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○災害時応急対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築（企） ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（建） ・災害時における給水協力関係の強化（上下）
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○一時避難所の開設（企） ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・緊急物資の受け入れ体制の構築（教） ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○防災ヘリポートの確保及び整備（企） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラの耐震化及び長寿命化の推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下	
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・消防署救助・救急体制の強化 ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進 ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高）

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所運営マニュアルの策定 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健） <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療活動マニュアルの策定 ○防災ヘリポートの確保及び整備（企） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料供給ルート確保の確保（建・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の燃料の備蓄 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料確保の推進 ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（企） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
2-5	観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足
	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車移動者への情報伝達と誘導（総） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（総） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（企・教） ○帰宅困難者の安全な帰宅支援（企）
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時保健医療体制の整備（健） <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健活動マニュアルの策定 ○災害時防疫体制の構築（健・住） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
	<ul style="list-style-type: none"> ○警察及び消防団による警備（企） ○交通規制及び交通安全対策の実施（建） <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備及び推進
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における連絡体制の強化（企） ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総） ・非常参集体制の確立（企） ・業務継続計画の作成（企）
3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の災害対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の耐震化（総） ・本庁舎以外(支所)の耐震化（総） ・自家用発電機の整備（企・総） ・耐震性貯水槽の整備（企・上下） ・各種システムの緊急時復旧対応（総） ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部への職員派遣体制の確立 ・災害対策本部の予備施設の指定 ・地震発生時等の業務継続体制の確立 ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進（企）
4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器・代替通信機の確保（総） ・非常発電機の点検及び確保（総・企）

	4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○通信機能の強化（総） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等による情報伝達機能の強化 ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路となる幹線道路等の整備（建） <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路となる幹線道路の整備 ・ 交通対策の実施
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	○燃料供給ルートの確保（参照：2-1、2-4）（総・企）
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急物資及び燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路となる幹線道路の整備（建） ・ 災害時における燃料確保の推進（総・企） ○避難路となる幹線道路等の整備（建） <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備 ・ 交通対策（通行止め、通行規制の実施など）の実施 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
	5-4 食料等の安定供給の停滞
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害備蓄品の確保 ○緊急物資や燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築（教）
6. ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	6-1 電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能の停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○電力会社との連携（企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の電源確保体制の整備（企）

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料確保の推進（総・企）
6-2	上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時応急対策の推進（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設における応急対策の推進 ・災害時における給水協力関係の強化 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の長寿命化の推進 ・下水道施設等の耐震化の推進
6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時応急対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企） ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（建） ・災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備の推進（建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 ○鉄道災害・道路災害応急対策の推進（企・建） <ul style="list-style-type: none"> ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備 ○道路除雪計画の策定等（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建物等の危険度判定の実施（税・建） <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の実施 ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策電話等による被害情報の収集体制の確立
7-2	ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業用ため池の管理と保全（農） <ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者の把握と点検の実施 ○消防施設の管理と保全（企）
7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の公益的機能の増進（農） ○鳥獣害対策の推進（農） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農）

	<ul style="list-style-type: none"> ○農村資源の保全管理活動の推進（農） <ul style="list-style-type: none"> ・農用地の保全対策 ・営農組織の充実と担い手づくり
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理基本計画の策定（住） <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○下水道施設管理体制の整備（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の管理 ・合併浄化槽の管理 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
8-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、土木等労働者、コーディネーター）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる
	<ul style="list-style-type: none"> ○受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課） ○家屋被害認定士の育成（税） ○協定締結の推進及び連携強化（企・全課） ○災害ボランティア確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（健） ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健） ○地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実強化及び維持（企） ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企） ・避難所運営マニュアル等の作成促進（教） ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（企） ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に配慮した避難所運営の推進 ・要支援者の避難誘導及び福祉避難所の開設訓練の実施
8-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○地籍調査の実施（建）

2 施策分野ごとの推進方針

1 個別施策分野

① 行政機能・消防

- 庁舎の災害対応力の強化
 - ・本庁舎の耐震化（総）・本庁舎以外の耐震化（総）
 - ・自家用発電機の整備（企・総）
 - ・耐震性貯水槽の整備（企・上下）
- 防災体制の強化
 - ・防災組織体制の整備（企）
 - ・災害時における連絡体制の強化（企）
 - ・非常参集体制の確立（企）　・防災マニュアルの整備（企・全課）
 - ・防災関係機関との連携（企・全課）
 - ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（企）
 - ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総）
 - ・消防力等の充実強化（企）
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（企）
- 被害情報の収集体制の確立（企）
 - ・消防団等による被害情報の収集体制の確立
- 救助、救急体制の強化（企）
 - ・消防署救急体制の強化
 - ・災害モニター制の維持
- 自動車移動者への情報伝達と誘導（建）
- 被災者等への情報伝達体制の確立（総・企）
- 避難所運営体制の整備（教）
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営
- 防災体制の強化（企）
 - ・消防署救急体制の強化
- 防災ヘリポートの確保及び整備（企）
- 地域防災力・減災力の向上
 - ・住民参加型の防災訓練の実施（企）　・自主防災組織の充実強化及び維持（企）
 - ・洪水ハザードマップの改定（企）　・土砂災害ハザードマップの改定（企）
 - ・消防団員の充実強化及び維持（企）　・近隣市町村との災害協定の締結（企）
 - ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定（企）
 - ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課）
 - ・現地災害対策本部への職員派遣体制の確立（企）
- 地域防災拠点における備蓄の実施
 - ・災害備蓄品の確保（企）
 - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健）

- 情報発信体制の強化
 - ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（総・企）
 - ・避難所運営マニュアル等の作成促進(教)
- 行政機能の災害対応力の強化
 - ・公用車両の災害対応機能の強化（総・企）
 - ・地震発生時等の業務継続体制の確立（企）
- 消防団夜警による警備（企）
- 災害対策本部の予備施設の指定（企）
- 防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進（総・企）
- 雪害情報の収集体制の確立（建）
- 雪害時応急対策の推進（建）
 - ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 雪害時孤立対策の推進（企・建・農）
 - ・雪害による森林の倒木による孤立
- 防災ヘリポートの確保及び整備（企）
- 鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進（企・建）
 - ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備
- 受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課）
- 家屋被害認定士の育成（税）
- 協定締結の推進及び連携強化（企・全課）

② 住宅・都市

- 消防防災施設整備の推進
 - ・耐震性貯水槽の整備の推進（企・上下）
- 消防施設の管理と保全（企）
- 災害時応急対策の推進
 - ・上下水道施設における応急対策の推進（上下）
 - ・災害時における給水協力関係の強化（上下）
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企）
 - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（商）
 - ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（建）
 - ・災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある（建）
- 下水道施設管理体制の整備
 - ・下水道施設の管理（上下）
 - ・合併浄化槽の管理（上下）
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照1-3）（上下）
- 浸水被害を軽減するための流域対策の推進
 - ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教）

- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商）
 - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建）
 - ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下）
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
 - ・下水道施設等の耐震化の推進（上下）
- 道路除雪計画の策定等（建）
- 文化施設等における防災対策の推進（生・支）
- 小中学校における防災対策の推進（教）
- 保育園・幼稚園における防災対策の推進（健）
- インフラ整備の推進
 - ・幹線道路網の整備（建）
 - ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企）
- 地籍調査の実施（建）
- 建築物等の耐震対策の推進
 - ・耐震改修促進計画の推進（建）
 - ・ブロック塀の点検及び改修（建）
 - ・町立学校の校舎、屋内運動場及びランクルームの耐震対策の推進（教）
 - ・保育園、幼稚園の耐震化の推進（健）
- 空き家・危険空き家の対策（企）
 - ・空き家対策施策の推進
- 被災建物等の危険度判定の実施（税・建）
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

③ 保健・福祉・医療

- 災害時避難行動要支援者対策の強化
 - ・要支援者の名簿情報の提供（健・高・企）
 - ・個別計画の作成（健・高・企）
 - ・個別避難計画の情報共有（健・高・企）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進（企・健・高）
- 福祉避難所運営マニュアルの策定（健・高）
- 聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・総・企）
- 障がい者に対する情報支援体制の構築（健）
- 社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企）
 - ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健）
 - ・救急医療活動マニュアルの策定

	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時医薬品確保体制の整備（健） ○災害時保健医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健活動マニュアルの策定（健） ○災害時防疫体制の構築（健） ○ボランティアコーディネーターの養成（健）
--	--

④ エネルギー

	<ul style="list-style-type: none"> ○電力会社との連携（企） ○地域防災拠点における備蓄の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企） ○燃料供給ルート確保（建・企） ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（企）
--	--

⑤ 情報通信

	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の災害対応力の強化（総） <ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの緊急時運用体制の確立 ○緊急地震速報の伝達（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・使用機器の点検 ○被害情報の収集体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（総・企） ○通信機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（総） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（総・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企） ○河川水位等情報の伝達体制の確立（総・企） ○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（総・企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器・代替通信機の確保（総） ・避難所等の電源確保体制の整備（企） ・避難所等の電源確保体制の整備（企）
--	--

⑥ 交通・物流

	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路ネットワークの整備（建） ○緊急物資や燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築（教・企） ・災害時における燃料確保の推進（参照：④エネルギー）（総・企） ○災害時応急対策の推進（参照：②住宅・市街地）（上下） ○避難路となる幹線道路等の整備
--	---

- ・幹線道路網の整備（参照：②住宅・市街地）（建）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建）
- ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：②住宅・市街地）（総・企）
- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建）
- ・基幹農道の整備（農）
- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建）
- 道路除雪計画の策定等（参照：②住宅・市街地）（建）
- 交通規制及び交通安全対策の実施
 - ・交通安全施設等の整備及び推進（建）
- 燃料供給ルートの確保（参照：④エネルギー）（建・企）
- 帰宅困難者の安全な帰宅支援（企）
- 警察及び消防団による警備（企）
- 避難路となる幹線道路等の整備
 - ・交通対策（通行止め、通行規制の実施など）の実施（建）

⑦ 土地保全

- 河川の安全流下対策（建）
 - ・河川改修の実施
- 森林の公益的機能の増進（農）
- 災害廃棄物処理基本計画の策定（住）
 - ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進（農）
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建）
 - ・農地及び森林の管理体制の確立（農）
- 水防対策の推進
 - ・洪水ハザードマップの改定（参照：①行政機能・消防）（企）
 - ・水防訓練の実施（企・建）
 - ・水防用資材の備蓄（企・建）
- 避難路となる幹線道路等の整備（参照：⑥交通・物流）（建・農）
- 農村資源の保全管理活動の推進（農）
 - ・農用地の保全対策
 - ・営農組織の充実と担い手づくり
- 農業用ため池の管理と保全（農）
 - ・ため池管理者の把握と点検の実施
- 鳥獣害対策の推進（農）

3 横断的施策分野

① 老朽化対策

	<ul style="list-style-type: none">○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進<ul style="list-style-type: none">・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商）・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建）・公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進（教・商・三）・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生・南）・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下）・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
--	---

② リスクコミュニケーション

	<ul style="list-style-type: none">○地域防災力の強化<ul style="list-style-type: none">・防災教育の推進（企）・自主防災組織の充実強化及び維持（企）・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企）・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健）・避難所運営マニュアル等の作成促進（教）○一時避難所の開設（企）○福祉避難所等の運営体制の充実等<ul style="list-style-type: none">・要支援者に配慮した避難所運営の推進（健・高）・要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施（健・高）・ボランティアコーディネーターの養成（健）
--	--

③ 地域振興

	<ul style="list-style-type: none">○地域防災力の強化<ul style="list-style-type: none">・住民参加型の防災訓練の実施（企）・自主防災組織の充実強化及び維持（企）・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企）・洪水ハザードマップの改定（企）・土砂災害ハザードマップの改定（企）・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健）
--	--

4 複合的施策分野

大規模な自然災害等の同時発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、複合的に事業を推進していくものとする。

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、8つの「事前に備えるべき目標」に係る30の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域特性等の観点から、特に回避すべき15の「最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態（15事態）	
1	人命の保護が最大限 図られる	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署、警察署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の供給停止及び下水道処理施設の機能停止

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含め計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結び付け、新たに施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

2 計画の推進期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年間で推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する）。

3 他の計画等の見直し

本計画は、町における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。